

令和5年度
物流脱炭素化促進事業（補助事業）

公募要領

令和5年5月

パシフィックコンサルタンツ株式会社

補助金を申請および受給される皆様へ

本事業の補助金については、国土交通省が定めた流通業務の脱炭素化促進事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められるものであり、当然ながら、当社としましても補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。

従いまして、当社の補助金に対し交付の申請をされる方、および、申請後に採択が決定し補助金を受給される方におかれましては、以下の事項について充分ご認識された上で、補助金の申請または受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 補助金の申請者が当社に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
2. 当社から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完了させた設備等については、補助金の交付対象とはなりません。
3. 補助金で取得、または効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供することをいう）しようとする時は、事前に処分内容等について当社の承認を受けなければなりません。なお、当社は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
4. また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、当社として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
5. 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくこととなります。併せて、当社から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に、当該事業者の名称および不正の内容を公表させていただきます。
6. なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

パシフィックコンサルタンツ株式会社

目次

| | |
|-----------------------|----|
| I 事業概要 | 1 |
| 1. 本事業の目的 | 2 |
| 2. 本事業に係るスキーム | 2 |
| 3. 補助対象事業 | 2 |
| 4. 補助対象事業者 | 3 |
| 5. 補助率および補助金上限額 | 4 |
| 6. 補助対象事業の要件 | 5 |
| 7. 事業期間 | 9 |
| II 申請方法 | 10 |
| 1. 公募 | 11 |
| 1) 公募関連情報の提供 | 11 |
| 2) 申請期間および申請方法 | 11 |
| 2. 事業実施フロー | 12 |
| 3. 申請者説明会 | 13 |
| 4. 申請方法 | 13 |
| 1) 公募要領の内容確認 | 13 |
| 2) 申請書類の作成 | 13 |
| 3) 日付と文書番号の記入 | 13 |
| 4) 申請期間 | 13 |
| 5) 申請方法 | 13 |
| 6) 申請時の提出書類一覧 | 14 |
| 5. 審査および交付決定 | 15 |
| 1) 審査 | 15 |
| 2) 交付決定 | 15 |
| III 事業の実施 | 16 |
| 1. 間接補助事業者説明会 | 17 |
| 2. 間接補助事業の開始から完了までの流れ | 17 |
| 1) 間接補助事業の開始 | 17 |
| 2) 間接補助事業の計画変更等 | 17 |
| 3) 中間報告・中間確認 | 18 |
| 4) 間接補助事業の完了 | 18 |
| 3. 実績報告から補助金の支払いまでの流れ | 19 |

| | |
|---------------------------------|----|
| 1) 実績報告および補助金額の確定 | 19 |
| 2) 現地検査について | 19 |
| 3) 補助金の請求・支払い | 19 |
| 4. 『補助金の支払い』以降 | 20 |
| 1) CO ₂ 削減量の報告 | 20 |
| 2) 取得財産等の管理 | 20 |
| 3) 補助金の返還、取消、罰則等 | 20 |
| IV 実績報告等の方法 | 21 |
| 1. 中間報告 | 22 |
| 1) 中間報告の方法 | 22 |
| 2) 中間報告時の提出書類一覧 | 22 |
| 2. 実績報告 | 22 |
| 1) 実績報告の方法 | 22 |
| 2) 実績報告時の提出書類一覧 | 23 |
| 3. 提出先・お問い合わせ窓口 | 23 |

I 事業概要

パシフィックコンサルタンツ株式会社（以下「PCKK」といいます。）では、「物流脱炭素化促進事業（補助事業）」（以下「本事業」といいます。）を実施する間接補助事業者を以下の要領で公募いたします。

1. 本事業の目的

本事業は、流通業務施設等において、再生可能エネルギー電気の利用に必要な設備およびその電気を利用する車両等を導入し、物流業務の脱炭素化を促進する事業を支援し、物資の流通に伴う環境への負荷の低減を図ることを目的とします。

2. 本事業に係るスキーム

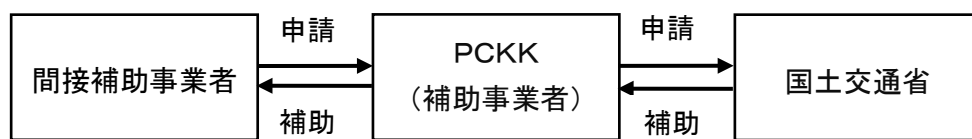


図1 本事業に係るスキーム

3. 補助対象事業

1) 「①創る」取組み

- 太陽光発電施設（新設／既設）の導入または活用
- 再生可能エネルギー電力の購入

2) 「②溜める」・「③使う」取組み

- 蓄電池（新設／既設）の導入または活用
- EV車両用充電設備の導入
- EVトラック等車両の導入
- エネルギーマネジメントシステムの導入
- 先進的取組に必要な機器類等^{※1}の導入

※1 補助対象事業の要件とはなりません。設備や機器によっては、購入費および導入費が補助対象経費として認められる場合があります。

上記、1)「①創る」から1つ以上、かつ、2)「②溜める」、「③使う」から2つ以上をまとめて導入する一体的な取組みとしてください。

4. 補助対象事業者

交付を申請できる事業者^{※1}は以下のとおりとなります。

- 1) 倉庫事業者
- 2) 貨物運送事業者
- 3) 貨物利用運送事業者
- 4) トラックターミナル事業者等
- 5) その他[1)～4)に掲げる事業者と共同で事業を実施する事業者(リース事業者・PPA事業者等)]^{※2}

※1:複数社でコンソーシアムを組み、共同で申請を行う方式も受け付けます。

※2:リース事業者、PPA事業者は、単独で申請を行うことはできません。

ただし、次のいずれかに該当する事業者は対象外となります。

- 国土交通省からの補助金等停止措置または指名停止措置が講じられている事業者
- 交付規程別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者(誓約事項に違反した場合、交付決定の全部または一部を取り消すことに留意してください)。

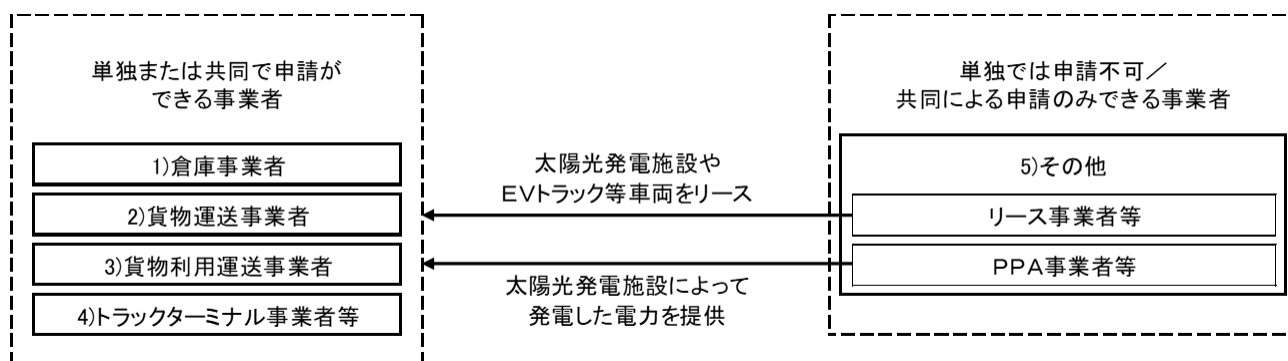


図 2 補助対象事業者

5.補助率および補助金上限額

補助率、補助金上限額は下表のとおりです。

表 1 補助率およびその補助上限額

| 補助対象設備・機器類 | 補助率 | 1事業者あたりの補助金上限額 ^{※1} |
|--|--------------------------------|------------------------------|
| ①太陽光発電施設の新設(増設) ^{※2} ②蓄電池の新設(増設) ^{※3} ③EV充電設備の新設(増設) ④EVトラック等車両の導入 ⑤エネルギーマネジメントシステムの導入 ⑥先進的取組に必要な機器類の導入 ^{※5} | 間接補助事業対象経費の1/2以内 ^{※4} | 2億円 |

※1:補助金の申請、交付については1,000円未満切り捨てとします。

※2:既設の太陽光発電施設については、補助対象外となります。

※3:既設の蓄電池については、補助対象外となります。

※4:申請状況に応じて補助率を1/2以内で変更する場合があります。

※5:個別に審査を行った上で、その導入費用の一部あるいは全部が補助対象経費として認められた場合であっても、補助対象事業の要件には含まれません。

なお、次のいずれかを行う申請については、補助率を優先して配分する場合があります。

- 蓄電池、EV充電設備を導入する場合、「非常時に災害拠点の非常用電源として、地域のEV車に開放する等の活用を図る」取組み
- P2 の「3. 補助対象事業」のうち、「①創る」・「②溜める」・「③使う」から3つ以上の補助対象事業を導入する取組み

6.補助対象事業の要件

1) 補助対象事業の要件となる設備、機器類

原則として導入設備の組み合わせにより脱炭素化を図る事業とすることとします。また表2「補助対象事業の要件となる設備、機器類」を参照し、「①創る」からいずれかを1つ導入し、かつ、「②溜める」・「③使う」から2つ以上導入してください。なお、先進的取組に必要な機器類は補助対象事業の要件とはなりませんが、機能や目的により導入に係る費用が補助対象経費として認められる場合があります。

表 2 補助対象事業の要件となる設備、機器類

| | | 設備、機器類名称 | 補助対象となる要件 | 補助対象 |
|----------------------|---|-----------------|--------------------|------|
| ① 創る | 1 | 太陽光発電(新設) | 1~3のうち1つ かつ | ○ |
| | 2 | 太陽光発電(既設) | | × |
| | 3 | 再エネ電力購入 | | × |
| ② 溜める・ ③ 使う | 4 | 蓄電池等(新設) | 4~8のうち 2つ以上 | ○ |
| | 5 | 蓄電池等(既設)* | | × |
| | 6 | EV充電スタンド | | ○ |
| | 7 | EVトラック等 | | ○ |
| | 8 | エネルギーマネジメントシステム | | ○ |
| | 9 | 先進的取組に必要な機器類 | | — |

※5. 蓄電池等(既設)を使用する場合は6. EV 充電スタンド、7. EVトラック等、
8. エネルギーマネジメントシステムの3つの中から2つ以上の新規導入を行うこと。

2) 設備、機器類の要件

補助対象事業となる各種設備、機器類の要件については、下表のとおりです。なお、各種設備、機器類は、日本国内で定められている性能表示基準、安全基準および電気事業に係る技術基準に適合しているもの、かつ、下表で示す各要件を満たすものが補助対象となります。

表3 設備、機器類の要件および先進的取組に必要な機器類事例

| No | 設備、機器名称 | 要件 |
|----|------------------|---|
| 1 | 太陽光発電 (新設/既設) | <ul style="list-style-type: none"> ・モジュール合計出力は、10kW以上であること ・設置および稼働に必要な工事費や設定費は補助対象とする ・太陽光パネルの種類はシリコン系、化合物系、有機物系のいずれも補助対象とする ・設置するための土地や施設の調査費、整備費、購入費、賃借費は補助対象外とする ・太陽光発電施設、設置している土地や施設の保守費用は補助対象外とする ・既存施設の改装は補助対象外とする ・入替のための既存施設の解体費、撤去費は補助対象外とする |
| 2 | 再エネ電力購入 | <ul style="list-style-type: none"> ・購入量は、10MWh/年以上であること ・上記に満たない場合、施設の総電力需要の10%以上を賅えること ・太陽光、バイオマス、風力、水素プラント等再生可能エネルギー発電による電力の購入は、補助事業の「①創る」の要件になるが、電力の購入費用や契約時に係る諸費用は補助対象外とする |
| 3 | 蓄電池等 (新設/既設) | <ul style="list-style-type: none"> ・種類はリチウムイオン蓄電池、NAS蓄電池、鉛蓄電池、ニッケル水素電池のいずれも補助対象とし、単機能型蓄電池については別途パワーコンディショナーの導入を条件とする ・その他の蓄電池については、PCKKへ相談すること |
| 4 | EV充電スタンド | <ul style="list-style-type: none"> ・物流用車両に充電することを目的とした設備であること ・普通充電、急速充電の種類は問わない |
| 5 | EVTトラック等 | <ul style="list-style-type: none"> ・表4に記載のEVTトラック等車両を補助対象とする ・コンバージョン型車両も補助対象とする ・PHV車両等、電力以外の動力で走行が可能な車両は補助対象外とする ・国内の公道を走行可能で、車両登録番号が取得可能なEVTトラック等車両であること(※ただし、私有地のみ走行するEVTトラック等車両は対象とする) |
| 6 | エネルギーマネジメントシステム | <ul style="list-style-type: none"> ・電力負荷の平準化機能を搭載していること ・蓄電池に付属のものであっても、切り離して1つの要件としてもよい ・システムを利用するためのハードウェアの購入費用については補助対象外とする |

| | | | |
|---|----------------|--------------|---|
| 7 | 先進的取組に必要な機器類事例 | 無人搬送車 | <ul style="list-style-type: none"> ・倉庫内に専用レールや床に識別するための磁気ライン等を設置し、荷物を運びたい区間のルートやタイムスケジュール等を設定することで荷物を運ぶことができる車両とする ・機器本体、稼働させるための整備費用、システム導入費等は補助対象経費となるが補助対象事業の要件とはならない |
| | | 無人配送ロボット | <ul style="list-style-type: none"> ・ロボット自体、あるいは天井等に取り付けた位置情報を認識する補足機能等によって、倉庫内の任意の場所から目的地まで荷物を運ぶことができる機器とする。無人フォークリフトもこのカテゴリとする ・機器本体、稼働させるための整備費用、システム導入費等は補助対象経費となるが補助対象事業の要件とはならない |
| | | トラック予約受付システム | <ul style="list-style-type: none"> ・貨物運送事業者の事業所・運転手等が、トラックの積卸施設への到着予定時刻を電子的な方法により事前に予約することができるシステムとする ・システム開発費用、導入設定費等は補助対象経費となるが補助対象事業の要件とはならない |

表 4 対象となる EVトラック例

| | 車名 | 形状 | メーカー（法人格省略） |
|----|---------------------|--------|--------------|
| 1 | e キャンター | トラック | 三菱ふそうトラック・バス |
| 2 | エルフ EV | 小型トラック | いすゞ自動車 |
| 3 | 日野デュトロ Z EV | 小型トラック | 日野自動車 |
| 4 | ELEMO | 小型トラック | HW ELECTRO |
| 5 | ASF2.0 EV | 軽商用バン | ASF |
| 6 | F1 VAN | バン | フォロフライ |
| 7 | EV550 | 大型トラック | 三一重工 |
| 8 | e アクトロス・ロングホール | 大型トラック | ダイムラー・トラック |
| 9 | Tesla Semi | 大型トラック | テスラ |
| 10 | VOLVO トラック (FH/FMX) | 大型トラック | ボルボ・トラックス |

3) 補助対象経費として計上できない経費

- ①申請等に係る事務作業費
- ②間接補助事業の内容に照らして当然備えているべき機器・備品等(机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等)に係る経費
- ③他の国庫補助金で補助対象となる経費
- ④間接補助事業の実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ⑤その他間接補助事業に関係のない経費

4) 補助対象経費からの消費税額の除外について

補助対象経費に消費税および地方消費税額（以下「消費税等」といいます。）が含まれている場合、交付規程に基づき、消費税および地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第9）を求めています。

これは、間接補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、間接補助事業者が仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが想定されることや、間接補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、物流脱炭素化促進事業費補助金交付申請書（以下「様式第1」といいます。）を提出してください。

ただし、以下に掲げる間接補助事業者にあつては、間接補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ① 消費税法における納税義務者とならない間接補助事業者
- ② 免税事業者である間接補助事業者
- ③ 簡易課税事業者である間接補助事業者
- ④ 国もしくは地方公共団体(特別会計を設けて事業を行う場合に限る。)、消費税法別表第3に掲げる法人の間接補助事業者
- ⑤ 国または地方公共団体の一般会計である間接補助事業者
- ⑥ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する間接補助事業者

5) 外貨に係る経費の取扱いについて

外国企業からの物品調達等において外貨での支払いが想定される場合、様式第1提出時は日本円に換算した額で申請書を提出してください（換算レートは、合理的根拠に基づいた、適切なものを使用してください。）。

物流脱炭素化促進事業費補助金実績報告書（以下「様式第6」といいます。）提出時は、支払時の換算レートで日本円に換算した額で様式第6を提出することとし、区分ごとに交付決定された補助金額の範囲内において補助金額の確定を行います。

6) ファイナンスリース等について

ファイナンスリースやP P Aモデルを利用する場合は、中間報告時に契約書類（写）の提出を条件とします。

7) 自社調達を行う場合の扱い（利益排除の考え方）

補助対象経費の中に、申請者の自社製品の調達等（システム開発を外注せずに自社で調達する場合等）に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に申請者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

このため、申請者自身から調達等を行う場合は、原価（人件費や当該調達品の製造原価等^{*}）をもって補助対象経費に計上してください。

※申請者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

7.事業期間

1) 間接補助事業の事業開始年月日

交付決定年月日を間接補助事業の開始年月日としてください。

発注は交付決定年月日以降に実施してください。ただし、見積依頼については公表後から交付決定前の実施も有効とします。

2) 間接補助事業の事業完了年月日

実績報告が完了し、かつ間接補助事業に関わる全ての支払いが完了した日を事業完了年月日としてください（事業完了年月日は遅くとも令和6年1月19日（金）としてください）。なお、やむを得ない理由（機器の入荷が遅れている等）により事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにP C K Kに報告し、指定された書類を提出してください。

- 補助対象経費の支払い方法は金融機関による振込とし、現金支払い、割賦払い、手形払いは不可となります。
- 事業完了年月日から起算して30日以内または令和6年1月19日（金）のいずれか早い日までに様式第6、その他必要な書類全てをPCKKに提出してください。
- 補助金額の確定の審査については、受理した実績報告から順次行うため、事業完了後に速やかに提出してください。
- 申請時の事業完了年月日は厳守してください。遅延の場合、補助金が支払われない場合があります。

Ⅱ 申請方法

1.公募

1) 公募関連情報の提供

最新の公募関連情報は、本事業のホームページ（<https://pacific-hojo.com/bgxx/content/>）に掲載しますので、逐次確認してください。

2) 申請期間および申請方法

令和5年5月19日(金)14:00～令和5年6月16日(金)16:00

申請書類はホームページからダウンロードし、電子メールにファイルを添付してPCKKあてに送付してください。データ容量が10MBを超える場合は、2通以上に分けて送付、またはファイル転送サービスを利用して送付してください。

2.事業実施フロー

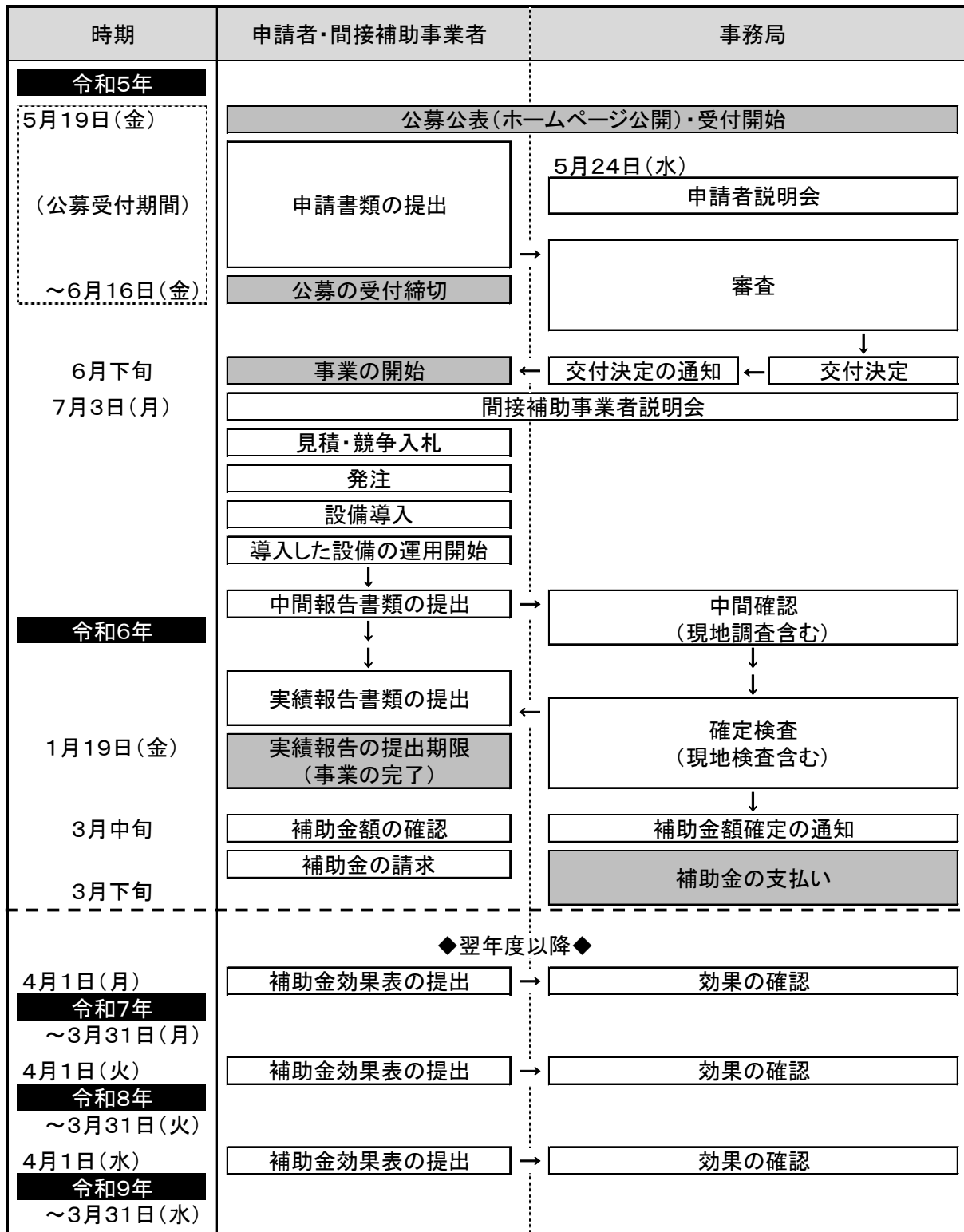


図3 事業実施フロー図

3.申請者説明会

申請者説明会を Zoom にて開催します。5月24日（水）を予定しており、詳細についてはホームページに掲載します。なお、問い合わせにつきましては P23 の問い合わせ先をご参照ください。

※なお、説明会への出席の有無につきましては、採択の審査にあたって一切考慮いたしません。

4.申請方法

1) 公募要領の内容確認

本事業のホームページ (<https://pacific-hojo.com/bgxx/content/>) に掲載される交付規程および公募要領、その他各種添付書類を確認してください。

2) 申請書類の作成

本事業のホームページから様式第1と別紙1、別紙2、別紙3、別紙4をダウンロードして申請書類を作成し、かつ必要な添付書類を用意してください。

3) 日付と文書番号の記入

①日付には書類を作成した日を必ず記入してください。

②「第 号」は申請者の社内で作成した書類等に付される文書管理上の番号であり、文書番号を付さない場合は記入不要です。

4) 申請期間

令和5年5月19日（金）14:00～令和5年6月16日（金）16:00【必着】

5) 申請方法

申請書類一式を申請受付期間中に P C K K にメール添付にて提出してください。

6) 申請時の提出書類一覧

表 5 申請時の提出書類一覧

| 提出書類 | | 部数 | 書類 様式 | 備考 |
|--------------------------------------|---------------------------------------|-----|----------|--|
| 様式第 1 | 物流脱炭素化促進事業費補助金交付申請書 | 1 | 有 | |
| 様式第 1 別紙 1 | 実施計画書 | 1 | 有 | 様式第 1(注 1)の(3)、(4)、(5)の内容が記載されていること。 ※自社様式による別紙の添付も可とする |
| 様式第 1 別紙 2 | 経費内訳 | 1 | 有 | |
| 様式第 1 別紙 3 ^{※1} | 役員名簿 | 1 | 有 | 様式第 1(注 1)の(6) |
| 様式第 1 別紙 4 | 実施体制図 | 1 | 有 | 様式第 1(注 1)の(7) ※自社様式による別紙の添付も可とする |
| 見積書(写) | 2社以上の取得が必要 | 1 | 無 | ホームページで確認できない設備、機器類は3社以上の取得が必要 |
| 設備、機器類資料(写) | 補助対象設備、機器類に該当する対象の設備仕様が分かるもの(パンフレット等) | 各 1 | 無 | |
| 登記事項証明書 または登記簿謄本(写) ^{※1} | 取得後3カ月以内のもの | 1 | 無 | 様式第 1(注 1)の(1) |
| 貸借対照表 ^{※1} | 直近2カ年分のもの | 1 | 無 | 様式第 1(注 1)の(2) |
| 損益計算書 ^{※1} | | 1 | 無 | |

※1 共同申請の場合は、すべての事業者分を提出すること

5.審査および交付決定

1) 審査

PCKKは、申請された間接補助事業内容等について、交付規程、公募要領に記載された要件を満たしているか、審査を行ったうえで、交付決定を行います。

なお、審査時において必要に応じヒアリングや追加書類の提出を求めることがあります。

2) 交付決定

交付決定の結果については、交付規程に従って物流脱炭素化促進事業費補助金交付決定通知書（以下「様式第2」といいます。）で申請者に順次通知*します。様式第2については、適切に保管してください。

また、交付決定にあたっては「予算執行等に係る情報の公表等に関する指針」（平成25年6月28日内閣官房行政改革推進本部事務局）に基づき、交付決定内容（補助金交付先、交付決定額）の公表を行います。

※PCKKからの通知は、電子メールにファイルを添付して送付いたします。セキュリティの設定等により添付ファイルの受信に制限をかけている場合は、bgxx_r05@bg.pacific-hojo.jp のアドレスまたはドメインによる添付ファイルが受信できるよう設定してください。郵送やFAXによる送付は対応できません。

Ⅲ事業の実施

1. 間接補助事業者説明会

間接補助事業者説明会を開催します。7月3日（月）を予定しており、詳細については間接補助事業者へ個別にご連絡いたします。

2. 間接補助事業の開始から完了までの流れ

1) 間接補助事業の開始

①契約・発注等の時期

間接補助事業に係る契約および発注等は交付決定後に行ってください。交付決定前に発注等を完了させた事業については、補助金の交付対象とはなりません。

②契約・発注等の方法等

物品の入手、費用の発生に係る売買、請負その他の契約をする場合は、原則として一般の競争等に付してください。一般の競争等に付することが著しく困難または不適當である場合（この場合、確定検査時に理由書の提出を求めます。）を除き、3社以上の競争により決定してください。ただし、一般的な市販品においてメーカー・販売店のホームページ等で商品価格が確認できる場合は2社による競争で構いません。

また、間接補助事業の一部を第三者に委託し、または第三者と共同し実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、PCKKに届け出なければなりません。なお、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、もしくは間接補助事業の一部を第三者に委託し、または第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除きます。）に当たっては国土交通省から補助金交付等停止措置または指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手とすることは原則としてできません（補助事業の実施体制が何重であっても同様です）。（参考：国土交通省指名停止措置状況

https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_003092.html

2) 間接補助事業の計画変更等

①計画変更・事業の中止または廃止

間接補助事業者は、交付決定を受けた後、補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更する場合（各配分額の15パーセント以内の流用増減を除きます。）、間接補助事業の内容を変更する場合、間接補助事業を中止または廃止しようとする場合、設備所有権を変更しようとする場合等は、事前に物流脱炭素化促進事業費補助金計画変更（等）承認申請書（様式第3）をPCKKに提出し、その承認を得なければなりません。手続きを行わずに変更を行った場合は、交付取り消しとなることがあります。

②事故報告

交付決定を受けた後、自己の責任によらないと認められる理由により、間接補助事業実施期間内の事業完了が困難であることが見込まれる場合には、物流脱炭素化促進事業費補助金事故報告書（様式第4）を提出してください。間接補助事業実施期間の延長が認められる場合があります。

3) 中間報告・中間確認

①中間報告

間接補助事業者は、PCKKが別に定める期日までに以下の手続きを行ってください。

②中間報告書類の提出

中間報告に必要な書類は以下の通りとします。提出方法は電子メールにファイルを添付して送付してください。データ容量が10MBを超える場合は、2通以上に分けて送付、またはファイル転送サービス等を利用して送付してください。

- イ) 物流脱炭素化促進事業費間接補助事業経費の使用状況報告書（様式第5）
- ロ) 納品書（写）または請求書（写）
- ハ) 振込明細書（写）：中間報告までに支払いが完了していない場合は、実績報告時に提出すること
- ニ) 保証書（写）：導入システムおよび機器ごとにすべて提出すること
- ホ) リース契約書（写）：間接補助事業をリース事業者と共同で実施する場合のみ提出すること
- ヘ) PPA契約書（写）：間接補助事業をPPA事業者と共同で実施する場合のみ提出すること

③中間確認

提出された中間報告書類については、その内容を確認することを目的とし、補助対象の機器、設備、システム等または補助事業で使用している既存の機器、設備やシステム等を導入および稼働している現地にて調査を実施する場合があります。

4) 間接補助事業の完了

間接補助事業者が、導入された機器、設備、システム等を検収のうえ、調達先等に対して間接補助事業に係る全ての支払いが完了した時点をもって間接補助事業の完了とします。間接補助事業者は、原則として遅くとも令和6年1月19日（金）までに間接補助事業を完了させてください。

支払条件は、検収翌月までに金融機関による振込としてください（割賦払いや手形払いは不可とします。）。

3.実績報告から補助金の支払いまでの流れ

1) 実績報告および補助金額の確定

間接補助事業者は、間接補助事業が完了したときは、完了の日から30日以内または令和6年1月19日（金）のいずれか早い日までに様式第6をPCKKに提出してください（事業完了年月日は遅くとも令和6年1月19日（金）としてください。）。

様式第6による間接補助事業実施金額の報告には、機器購入等に際して発生した振込手数料は含めないでください。振込手数料が含まれている場合や先方負担の場合、手数料を差し引いた金額を補助対象経費とします。

申請された機器が導入されなかった場合、または適正な報告、様式第6の提出がなされなかった場合、補助金の支払いは行われません。

当該間接補助事業において、導入した補助対象設備の取得単価が50万円以上（消費税額を除く）の場合のみ、取得財産等管理明細表（様式第11）を提出してください（補助対象設備の取得単価が50万円未満の場合は提出不要です。）。

2) 現地検査について

PCKKは様式第6を受領した後、書類の審査および必要に応じて現地検査を行います。様式第6が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その結果を物流脱炭素化促進事業費補助金額確定通知書（以下「様式第7」といいます。）にて速やかに通知します。

3) 補助金の請求・支払い

間接補助事業者は、様式第7受領後、速やかに物流脱炭素化促進事業費補助金精算払請求書（以下「様式第8」といいます。）をPCKKに原則としてPCKKへの電子メール添付にて提出してください。PCKKは、様式第8の受領後に代表間接補助事業者に補助金を交付します。

なお、共同申請の場合、補助金は代表間接補助事業者の口座に一括で振り込まれます。そのため、リース事業者等と共同申請する場合には、補助金の支払方法について十分に留意し、代表間接補助事業者を決定してください。

4. 『補助金の支払い』以降

1) CO₂削減量の報告

間接補助事業者は、実績報告後3年間、物流脱炭素化促進事業費補助金事業による補助金効果表（様式第16）にて3年間、毎年1回CO₂削減量の報告を行っていただきます。

2) 取得財産等の管理

①取得財産等の管理

間接補助事業者は、間接補助事業により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、間接補助事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。

なお、当該取得財産等については、取得財産管理等台帳（様式第10）を備えて、適切に管理しなければなりません。

②取得財産等の処分

間接補助事業者は、取得財産等のうち消費税額を除く単価が50万円以上のものについては、財産処分制限期間において、処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付けまたは担保に供すること。以下も同じです。）はできません。ただし、当該取得財産等を処分する必要があるときは、事前に承認を受けることにより、当該取得財産等の処分も可能ですが、その場合には、原則として、補助金の一部または全額を納付（納付額は当該処分財産に係る補助金額が限度です。）しなければなりません。

（交付規程第24条、第25条参照）

3) 補助金の返還、取消し、罰則等

間接補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告等）をした場合には、補助金の交付決定の取消し・返還命令（加算金の徴収を含む）、不正の内容の公表等を行うことがあります。また、法令に違反していることが明らかな場合、当該法令による罰則の他、採択取消、交付決定取消しや交付済み補助金の全額返還（加算金付き）等の処分を受ける可能性があります。

IV 実績報告等の方法

1.中間報告

1) 中間報告の方法

- ① 事業期間内のPCKKが指示する期日までに、実績報告手続きの書類確認を円滑に実施するため、導入した施設、設備に応じた提出書類（表6）を中間報告としてPCKKに提出すること。
- ② 提出書類はPCKKにメール添付にて提出すること。
- ③ 中間報告時に支払いが完了しておらず、振込明細書（写）が提出できない場合は、必ずPCKKに連絡すること。

2) 中間報告時の提出書類一覧

表6 中間報告時の提出書類一覧

| 提出書類 | 部数 | 書類 様式 | 備考 |
|---------------------------------------|----|----------|--|
| 物流脱炭素化促進事業費間接補助事業経費の使用状況報告書 (様式第5) | 1 | 有 | |
| 納品書(写)または請求書(写) | 1 | 無 | 導入した施設や機器類すべての書類を各1部提出 |
| 保証書(写) | 1 | 無 | シリアル情報含む |
| 振込明細書(写) | 1 | 無 | 導入した設備や機器類の支払領収書(写)として、金融機関による振込明細書のコピーを提出 |
| リース契約書(写) | 1 | 無 | リース事業者と共同申請する該当事業者のみ提出 |
| PPA契約書(写) | 1 | 無 | PPA事業者と共同申請する該当事業者のみ提出 |

2.実績報告

1) 実績報告の方法

間接補助事業者は、間接補助事業が完了したときは、完了の日から30日以内または令和6年1月19日（金）のいずれか早い日までに実績報告書（様式第6）を、原則としてPCKKへのメール添付により提出すること（事業完了年月日は遅くとも令和6年1月19日（金）とすること。）。

2) 実績報告時の提出書類一覧

表 7 実績報告時の提出書類一覧

| 提出書類 | | 部数 | 書類 様式 | 備考 |
|-------|------------------------------|----|----------|--|
| 様式第6 | 物流脱炭素化促進事業費 補助金実績報告書 | 1 | 有 | |
| 様式第9 | 消費税額および地方消費税 額の額の確定に伴う報告書 | 1 | 有 | 消費税額および地方消 費税額を算入した申請書 の場合提出 |
| 様式第11 | 取得財産等管理明細表 | 1 | 有 | 当該年度中に取得財産 がある場合に提出 |
| 様式第17 | 物流脱炭素化促進事業費 補助事業による収入内訳書 | 1 | 有 | 補助対象経費である設 備、機器、システム等 によって収益を得た場合 に提出 |

3.提出先・お問い合わせ窓口

物流脱炭素化促進事業事務局(略称:脱炭素化事務局)
(パシフィックコンサルタンツ株式会社)

- ホームページ: <https://pacific-hojo.com/bgxx/content/>
- メールアドレス: bgxx_r05@bg.pacific-hojo.jp
- TEL: 050-5536-6831
 - ※ 受付時間: 平日 10:00~16:00
 - ※ 休業日: 土曜・日曜・祝日・年末年始